

令和2年度 芦屋市奨学金受給生の募集について

芦屋市では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、修学上必要な資金「奨学金」の給付制度を実施しています。

希望される方は下記のとおり申請してください。

なお、申込者多数の場合は、奨学金の必要度の高い方より順に選考しますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

1 申請資格（次のすべての要件を備えていること。）

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学し、在学期間が各学校の正規で最短の修業年限を超えていないこと。

(2) 申請者の生計を維持する者（父母、父母がおられない場合は祖父母又は親権を行う者をいう。）が市内に居住していること。（住民登録が必要）

ただし、高等学校の定時制に在学している方は、申請者が市内に居住し、独立の生計を営んでいることをもって足りる。

(3) 以下のいずれかに該当すること

① 令和元年中の所得額が下記選考基準額以下である世帯

② 申請者の生計を維持する者が失業中であり、失業した者を除いた世帯人員に係る所得額が下記選考基準額以下である世帯

③ 家計急変（新型コロナウイルス感染症拡大の影響も含む）により、家計急変発生後1年間の所得額が下記選考基準額以下になる見込である世帯

世帯人員	選考基準額	備 考
1 人	1 5 3 万円	1. 生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子をもって世帯人員とする。 2. 家族構成に父、母以外に祖父母が同居していても祖父母は世帯人員に含めない。 3. 母子家庭・父子家庭については、4 5 万円を加算する。 4. 障がい者を扶養する世帯については、7 8 万円を加算する。
2 人	2 3 9 万円	
3 人	2 7 4 万円	
4 人	3 0 9 万円	
5 人	3 4 4 万円	
6 人	3 7 9 万円	
7 人	4 1 4 万円	
8人以上	一人増すごとに3 5 万円を加算	

※所得額とは、所得税法第22条第2項の規定に基づく総所得金額をいいます。

給与所得の場合は給与所得控除後の額、事業所得等の場合は必要経費控除後の額。

(4) 次に該当しないこと。 <次の方は給付を受けられません>

① 生活保護を受けている方。（※生活保護費より高等学校等就学費が支給されます。）

② 兵庫県の高校生等奨学給付金制度による第2子以降の給付額を受けることのできる方（通信制の高校に在学されている方は除く）。

※奨学給付金制度の詳細につきましては、学校又は兵庫県（兵庫県庁代表Tel078-341-7711）までご確認ください。